平成29年度第2回
高松市国民健康保険運営協議会

日時：平成29年11月30日（木）
午後2時～午後3時30分
場所：高松市役所11階職員研修室

目　次

議題　　ページ

(1)平成30年度高松市国民健康保険料の見直しについて・・・1

(2)その他

1 平成30年度からの国保広域化（概要）

○**平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割**を担い、制度を安定化
- 給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- 都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】 市町村が個別に運営

【改革後】 都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割

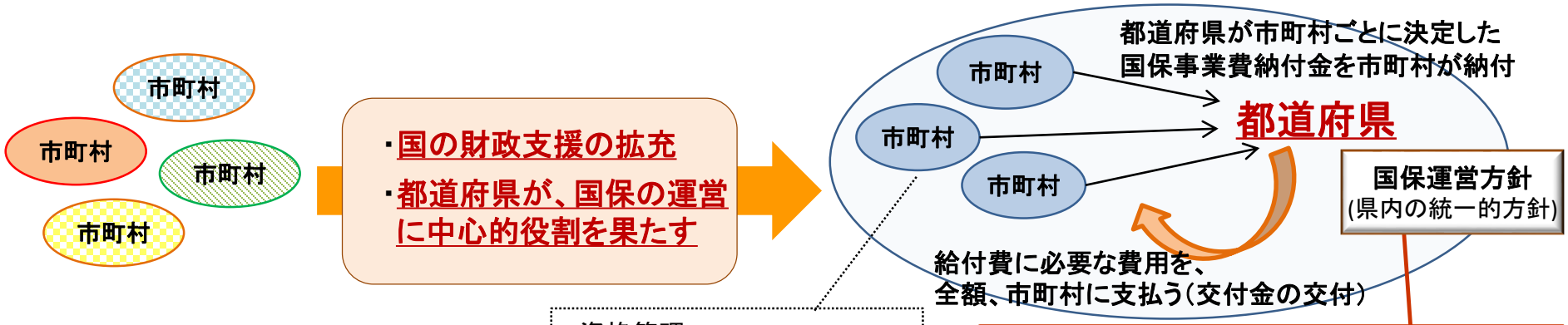

構造的な課題を抱えている
- 年齢が高く医療費水準が高い
- 低所得者が多い
- 小規模保険者が多い

- 資格管理（被保険者証等の発行）
- 保険料率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

- 財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- 市町村ごとの納付金を決定
  市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

2 改革後の国保財政の仕組み（財政運営の都道府県単位化）

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮（仮係数を基に県から納付金の提示）

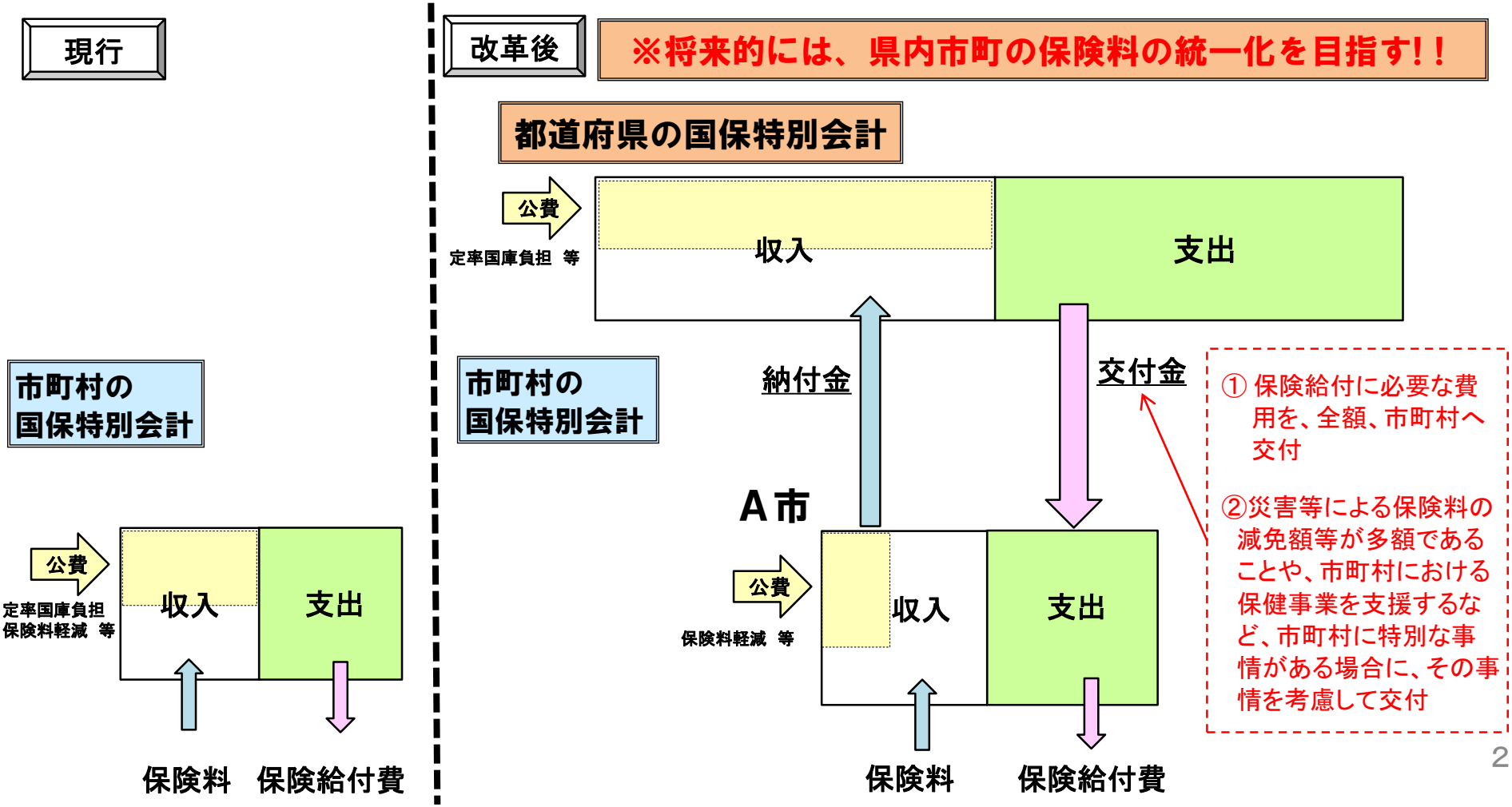

3 今回県推計値より試算（（1）全体規模）

H30年度予算額を試算

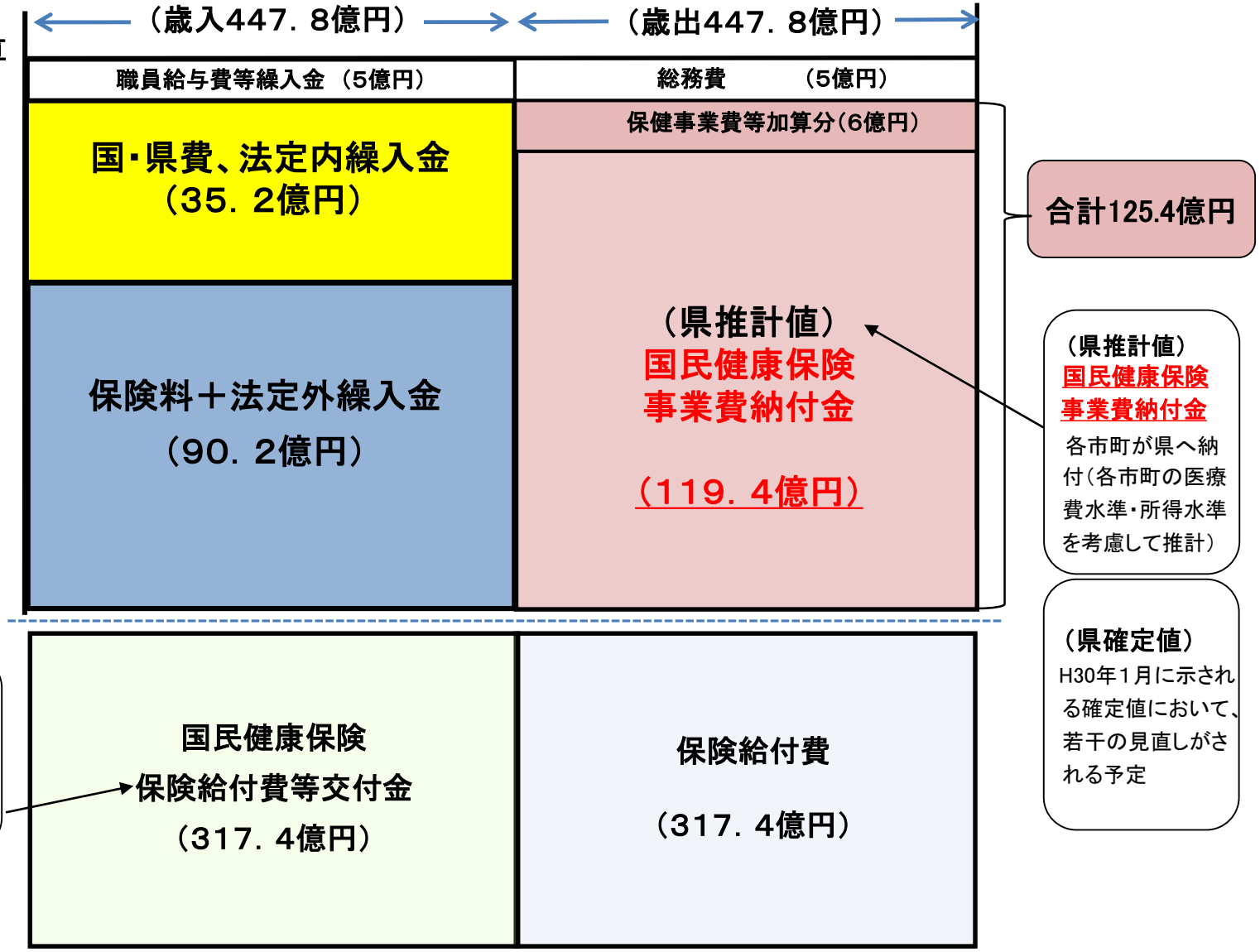

法定外繰入金は、H28予算額19億7，300万円、H29予算額12億1，200万円と、計画的、段階的に縮小を図っている。

（2）保険料と法定外繰入金（①－②＝③＋④）

①国民健康保険事業費納付金等（125．4億円）⇒今回県推計値

②国・県費、法定内繰入金（35．2億円）

③保険料＋④法定外繰入金（＝90．2億円）

（3）県推計値より試算

A　現行保険料率（4方式）で算定した場合

B　現行保険料水準を据置き3方式で算定した場合（資産割廃止分を所得割に上乗せ）

保険料（78．7億円）	
法定外繰入金（11．5億円）	・その他一般会計繰入金（9．2億円） ・一般会計繰入金：市単事業波及増（2．3億円）
合　計　（90．2億円）	

C　赤字繰入を解消した場合（資産割廃止分を所得割に上乗せ）

保険料（87．9億円）	
法定外繰入金　（2．3億円）	・その他一般会計繰入金（0億円） ・一般会計繰入金：市単事業波及増（2．3億円）
合　計　（90．2億円）	

赤字繰入を解消するためには、保険料を9．2億円増額する必要がある。

○ 賦課方式の現況（中核市での比較）

現在、本市の国民健康保険料は、所得割、資産割、均等割、平等割の**4方式**で賦課しているが、 4方式を採用しているのは、中核市では高松市を含め2市だけとなっている。

また、保険料は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分の合計額となるが、保険料（①＋②＋③）すべてに、資産割を賦課しているのは、中核市において、高松市のみとなっている。

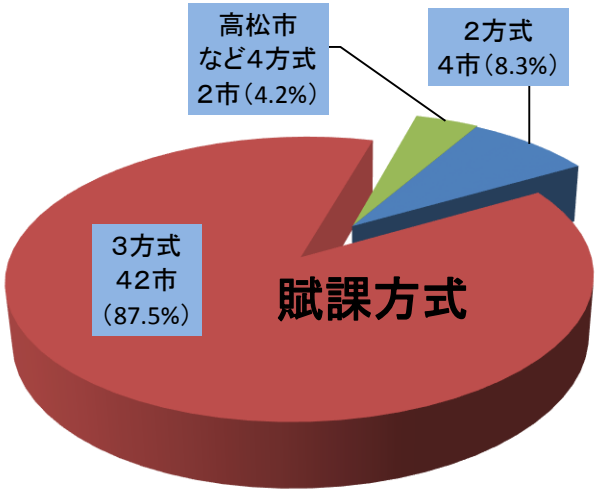

資産割賦課の課題など（公平性）

・市町単位で賦課基準が異なるため、
将来の県内保険料統一の妨げ になる。

・本市外に資産を所有する被保険者に資産割は賦課されない。

県内市町も将来の県内保険料の統一化に向けて、既に県内市町においても資産割廃止の動きがあり、本市としては、30年度から資産割を廃止することとしたい。

○ 平均保険料額（H29被保険者数90，000人、ABC：H30被保険者数86，792人）

負担軽減前＊1	H29：106，524円	A：107，959円	B：107，959円	C：118，559円
負担軽減後＊2	H29： 89，070円	A： 90，677円	B： 90，677円	C：101，277円

＊1 全国市町村間の比較で使用する保険料額（7割・5割・2割負担軽減前）
＊2 被保険者が実際に負担する保険料額　　（7割・5割・2割負担軽減後）

○ モデルケース

構成数が多く、影響が大きいと思われるモデルケースでは、次のようになる。

No.	世帯構成	所得	固定資産税	A 現行保険料 4方式（円）	B 保険料水準据置 3方式（円）	C 赤字繰入を解消した場合
1	夫婦（夫妻ともに66歳） 年金収入：夫240万円、妻40万円	120万円	有（7．5万円）	173，000	168，700	190，500
			無	154，400		
2	夫婦（夫45歳、妻42歳専業主婦） 給与収入：450万円、子ども2人	306万円	有（7．5万円）	507，400	536，600	619，000
			無	485，600		
3	独身（28歳） 給与収入：280万円	178万円	有（7．5万円）	210，500	215，700	251，900
			無	191，900		
4	1人世帯（61歳） 7割軽減	33万円	有（7．5万円）	43，800	22，000	22，000
			無	22，000		
5	1人世帯（61歳） 2割軽減	82万円	有（7．5万円）	134，600	121，900	136，800
			無	112，800		
6	2人世帯（41歳、66歳） 5割軽減	87万円	有（7．5万円）	135，000	123，400	139，700
			無	113，200		
―	平均保険料		軽減前	107，959	107，959	118，559
			軽減後	90，677	90，677	101，277

赤字繰入を解消した場合、保険料の大幅な増加が懸念される。

（3）結論

法定外繰入金は、計画的、段階的に縮小を図っている。

県内市町の資産割廃止の動きにより、本市としても、30年度から資産割を廃止することとしたい。

赤字繰入を解消するためには、保険料を9．2億円増額する必要がある。

現行保険料水準を据え置き、資産割を廃止した3方式としたい。また、1月の県確定値においての変動は、法定外繰入金で調整したい。

○ 保険料率（試算）

現行保険料を据え置き、資産割を廃止した3方式とした場合の、各料率、額は次のとおりとなる。
（限度額、均等割額、平等割額は変更なし）
所得割の料率は11．00%⇒12．87%

保険料内訳		応能割（%）		応益割（円）		限度額（円）（H29年度）
		所得割	資産割	均等割	平等割（1世帯につき）	
4方式 現行	医療給付費分	7.25	20.00	27,000	20,400	540,000
	後期高齢者支援金分	1.85	4.80	7,200	5,400	190,000
	介護納付金分	1.90	4.30	9,000	4,800	160,000
	合　計	11.00	29.10	43,200	30,600	890,000
3方式 資産割廃止後	医療給付費分	8.58	0.00	27,000	20,400	540,000
	後期高齢者支援金分	2.16	0.00	7,200	5,400	190,000
	介護納付金分	2.13	0.00	9,000	4,800	160,000
	合　計	12.87	0.00	43,200	30,600	890,000

所得割額・均等割額は限度額控除後、均等割額・平等割額は軽減前

4 国民健康保険料の見直し（(4)今後のスケジュール）

	国	都道府県	市町村
H29.5～6	第2弾政令・関係省令公布、条例参考例提示	運営協議会における運営方針の議論・意見 照会・諮問・答申	香川県市町国保広域化等連携会議等における協議
H29.夏	納付金等の算定に向けた公費の考え方を提示	納付金等に係る実質的な検討・調整	**【運営協議会の開催予定】** **H29.6　第1回** **●保険料の見直し** **●香川県国保運営方針骨案**
H29.10	10月下旬：29年度仮係数提示	30年度推計の実施 ・２９年度仮係数により推計実施	仮係数が国から示されるのが10月下旬のため、市で仮の保険料率を算定する **保険料率の仮算定** ・納付金、標準保険料率を踏まえて仮算定
H29.12	国の予算閣議決定後 12月末：29年度確定係数提示	運営方針決定（知事決裁） 条例改正(11月議会) 納付金等の確定 ・確定係数により算定を行い、納付金・標準保険料率を確定	**H29.11　第2回** **●保険料の見直し** **（保険料率の検討）** **保険料率の算定** ・県推計値と大幅な差異が生じる場合は、再度算定する
H30.1		納付金等の通知	**H30.1　第3回** **●保険料の見直し（料率を決定）** **H30．2　第4回** **●H30基本方針等**
H30.3		予算審議(2月議会) ・３０年度予算を決定	条例改正・予算審議(3月議会) ・３０年度保険料率を決定 ・３０年度予算を決定